

## 第1回広島県防災対策基本条例（仮称）検討委員会議事要旨

- 1 日 時 平成20年10月27日（月） 10:00 ～ 12:00
- 2 場 所 広島県庁北館3階第6委員会室
- 3 出席委員 委員名簿のとおり（末尾のとおり）
- 4 担当部署 広島県危機管理監危機管理課 Tel (082) 513-2784
- 5 会議の内容  
議題1 広島県防災対策基本条例（仮称）の制定について  
議題2 広島県防災対策基本条例（仮称）条例骨子案について

### 【あいさつ】

危機管理監あいさつ

### 【委員紹介】

事務局から各委員を紹介

### 【委員長・副委員長選任】

互選により土田委員を委員長に選任。

続いて、委員長の指名により、木本委員を副委員長に選任。

### 【委員会の公開について】

県民総ぐるみで防災協働社会の構築を目指した条例作りに取り組む観点から、審議経過を含め会議を公開することとし、その方法は傍聴及び議事録の閲覧に決定。

### 【議題関連】

#### <議題1 広島県防災対策基本条例（仮称）の制定について>

（委員） 広島県の条例制定は全国的に早い方か、それとも遅い方か。

（事務局） これまでに13都県で制定されており、対象は地震と自然災害がほぼ半々である。本年度、更に3道県が策定中であるが、策定が遅いとの認識はない。

#### <議題2 広島県防災対策基本条例（仮称）条例骨子案について>

##### ○「第2章 災害予防対策」について

（委員） 自主防災組織の組織率が全国に比べて低い状況にあるが、この条例制定を組織率向上の契機と考えているのか。

（事務局） 本県の自主防災組織の組織率は向上してきており、全国との差も小さくなってきている。条例の制定により、さらにはずみをつけ、全国平均を上回る組織率を目指したい。（最新の状況：広島県67.7%、全国平均69.9%）

また、自主防災組織のリーダー育成についても、今後、研修の内容をさらに充実させていきたい。

- (委員) これから自主防災組織を立ち上げようとしている地域に呼ばれて講演などをする機会も増えてきた。このような条例ができれば、働きかけもしやすくなる。
- (委員) 市町では合併が一段落し、これからの地域コミュニティをどうしていくかということを考える際、「共助」がよくテーマになる。地域の中でどう役割分担し、助け合うかということを検討するにあたり、今回のような条例はひとつの目安となる。
- (委員) 県社会福祉協議会の中に福祉施設の連絡協議会が設けられているが、そこでは、福祉施設も地域社会の一員として、地域に自主防災組織がない場合は、地域に組織化を働きかけていくことにしている。こうした取組は、いざという時の地域との連携の円滑化にもつながる。
- (事務局) 条例制定は、被害軽減を目指す取組の一里塚であり、今後さらに、自主防災組織のリーダー育成や、災害時要援護者支援ガイドラインに基づく市町における要援護者の把握や支援体制の整備などを促進していきたい。
- 阪神・淡路大震災では、消防などプロの救助隊に救助された人の割合は1.7%であり、その他は自分自身や家族、近隣住民などに助けられている。
- 被害を軽減していくには、こうした「自助」、「共助」による速やかな対応が重要と考えている。
- (委員) 三原市では、市をあげて、防災のための学習活動を進めている。その一環で神戸や淡路島へ見学に行き、被災者からのお話も伺ったが、住宅が密集する都会と田畑が広がるような農村地域では、災害への備え方も違うと感じた。
- 食糧の備蓄や非常持ち出し用品の準備など各家庭での日頃からの備えは当然しなければならないが、地域の状況を考えた場合、住民も高齢化しており、距離がある学校や公民館などの避難所に要援護者を連れていくのは無理がある。それよりも、身近な地域単位で日頃から親睦を図ったり、いざという時に備えて地域でテントを用意しておき、災害時には近隣の空地にテントを張る方が現実的と思われる。
- (委員) 骨子案には、災害時の事業者の基本的な役割が書かれていると思うが、例えば応急対策における帰宅困難者への支援は、ある程度規模が大きな事業者でなければ難しいと考えられ、そういう点が明確に規定されないまま条例となるかどうかと思う。
- (事務局) 事業者の役割としては、規模の大小という区分は想定せず、地域社会の一員として担っていただきたい役割を示したいと考えている。
- (委員) 呉市では、自主防災組織の立ち上げはそれほど進んでおらず、女性防火クラブは市内に2団体しかない。私の地元の自主防災組織は、大きな地震があった頃に立ち上げたこともあり比較的スムーズだったが、これからというところは、自治会長も高齢化しており余力がない。今回の条例制定により、自治会の動きが活発になることを期待している。
- (委員) 広島市安佐南区では、学区ごとに自主防災会の訓練を行ったり、市の総合防災訓練に参加するなどの活動を行っているが、地域によっては訓練をしたくてもリーダーがないという声も聞く。条例を契機に地域ごとにリーダーが育てば自助、共助はできるようになると思う。そういう観点から、県、市町、消防には、リーダー養成に力を注いでほしい。

(委員) 消防団は自分たちの町は自分たちで守るということを基本にした組織であり、現在、団員数は県内で約23,000人、広島市では約2,800人であるが、年々少なくなってきたり、団員募集を行っているところである。そういった中で、条例に消防団の機能強化といった内容が書かれていることは心強い。

市の防災訓練をはじめ各区の防災訓練など、自主防災組織と協力して取り組んでいるが、条例が制定されれば、意識を新たにやっていけるのではないかと思う。

(副委員長) 1点目は、第2章第3節に書かれているような取組により機運が高まり、自主防災組織の組織率も上がってくると思うが、組織ができたあとのフォローをどのようにしていくのか。

2点目は、第2章第1節の最後の項目で、要援護者から自主防災組織など複数の団体への情報提供という形で書かれているが、情報の流れを明確にして窓口を一本化し、そこに提供すれば済むような形が望ましいのではないか。

3点目は、自主防災組織のリーダー育成について、既存の自治会長などを対象にリーダー研修をしていくのか、それとも既存のリーダー以外の人を育てていくのかという点である。第2章では災害ボランティアの役割が含まれていないが、予防対策の一環としてボランティアリーダーの育成ということを考えても良いのではないか。

(事務局) 自主防災組織へのフォローについては、県だけでは無理であり、住民の中に芽生えた意識を生かす市町の取組があって、それを県がサポートするという形が望ましいものと考えている。

災害時要援護者対策については、今年度、県でガイドラインを作成し、今後、市町で個別計画を作っていただくが、一番問題になるのは、個人情報の取扱についてである。骨子案のこの項目は、要援護者自らが情報を提供するという意識を持っていただくことによって、要援護者対策を円滑に進めたいという観点から盛り込んでいる。情報提供の一元化については、そのような方向での記述を検討したい。

また、リーダー育成については、これまでは、まず組織を立ち上げてもらう観点から、町内会など既存組織を活用し、自主防災組織の裾野を広げることを主眼としてきたが、来年度からは、従前からの組織のトップとは別に、実際に動ける専門的知識を持ったリーダー、例えば防災士のような資格を持ったリーダーを各自主防災組織の中に育てていきたいと考えている。

### ○「第3章 災害応急対策」及び「第4章 復旧・復興対策」について

(委員) 発災直後の応急対策は消防士など専門家の対応が主となるが、ある程度時間が経過してくると、ボランティアで対応できることはしていかなければならない。そういった観点から、共助の担い手として被災者生活サポートボランティアを条例に位置づけてほしい。

(委員長) 先ほど副委員長から、災害予防対策におけるボランティアの役割もあるのではないかという意見もあったが、どうか。

(事務局) 予防対策における災害ボランティアの役割について、何が具体的に書けるか検討したい。

(委員) 自主防災組織の中に災害予防ボランティアの組織を組み込んで、自主防災組織と予防の段階から関わっていった方が良いのではないか。

- (委員) 地域では町内会組織が基本であり、普段からボランティアの人が入るといっては住民の理解を得にくい。地域の要援護者は個人情報の問題もあることから民生委員が把握しており、責任をもって対応することになっている。外部のボランティアを入れるのではなく、地域住民の手でしっかりやっていくことが基本である。
- (委員) 広島市では、町内会長ではなく、定年となった消防団員がリーダーになっている。消防団活動を通じた経験・知識があり、そういう人がリーダーになれば良いのではないかと。
- (委員長) 町内会を基本としたタテの組織に、専門知識や意欲を持ち、地域を越えたヨコの連携をもつ人を組み入れていくというイメージではないかと。
- (委員) 地域での取組を行うときは住民みなボランティアである。私が住んでいるような地域では向こう三軒両隣がしっかりしていて、そこに外部の人が入るとうまくいかない。私は民生委員も務めているが、地域の要援護者の所在は消防と協力して把握している。
- (委員長) ここでいうボランティアとは、外から入ってくる人だけではないということか。
- (事務局) この骨子案での災害ボランティアとは、地域外から被災者支援のために来ていただくボランティアを想定しており、自治会や自主防災組織とは別個ものと考えている。
- 県社会福祉協議会の方で、災害発生後の地元ニーズと外部からの協力申し出をマッチングさせるネットワークを作っていた。
- 地域においては、どういう激甚な災害が発生した時に災害ボランティアの力をどのように借りるかを予め考えておいていただければ、スムーズに災害ボランティアを受け入れることができるのではないかと考えている。
- (委員) 第2章の災害予防対策における県や市町の役割の中に、災害ボランティアの活動への支援という項目があることが混乱を招いているのではないかと。
- また、要援護者対策については、区の自主防災会連合会、民生委員協議会、社会福祉協議会の間で覚書を交わし、役割等を明確にしている。名簿については、民生委員が名簿を作り、それを区役所がまとめて自主防災会長に配布しており、受領の際には一筆書いてもらっている。こういった仕組みを全県に広げていけば、要援護者対策が進むのではないかと。
- (委員) そういうことを条例にもきちんと書いてもらって、市町がこういう体制を作るといえることがはっきりしていれば、地域も安心して取り組んでいける。
- (委員長) 災害ボランティアの定義、さらに地域ごとのタテのラインで行うべきことと、ヨコのラインで協力してもらって行うことがあるという視点も踏まえ、事務局で整理していただきたい。
- (副委員長) 第4章の復旧・復興対策における自主防災組織の役割に、「地域社会の再生に貢献」という記述があるが、これで良いのか。応急対策から復旧・復興の段階に移行したら、自主防災組織が主導するのではなく、町内会や地域住民自身が担うのが筋だと思う。
- (事務局) 復旧・復興段階では、ご指摘のような考え方が必要だと思われるので、整理したい。

(委員) 広島市の場合、町内会と自主防災組織はイコールなので、今の記述でも違和感はない。

ひとつ提案だが、広島県は土砂災害危険箇所の数が全国一であり、五日市断層による地震では約 3,400 人もの死者が想定される。県民の防災意識を高めるためにも県の防災の日を設けてはどうか。

(委員長) 今の防災の日を条例で設けてはどうかという提案について、いかがか。

(異議なし)

(委員長) 防災の日の制定も含め、本日、出された意見をもとに事務局で骨子案を修正願いたい。なお、今後の骨子案の扱いについては、スケジュールが非常にタイトであることから、私が修正案をチェックしたうえで、各委員にお送りし、確認願うという流れでよろしいか。

(異議なし)

(委員長) 以上で本日の会議は終了する。

## 6 その他（事務局より）

- ・ 11月中旬に防災協働社会フォーラムを開催予定。日程等が決まり次第お知らせするので、各委員の所属団体においても周知をお願いしたい。
- ・ 次回委員会は11月26日（水）13：30からの開催をお願いしたい。

広島県防災対策基本条例（仮称）検討委員会委員名簿

団体名	職名	氏名	備考
広島県市長会	次長	池本 光夫	
広島女学院大学	准教授	木本 浩一	副委員長
広島県地域女性団体連絡協議会	副会長	澤井 清子	
広島県商工会議所連合会	事務局長	高本 友博	(代理) 伊木総務部長
広島県女性防火クラブ連絡協議会	副会長	田中 廣子	
広島大学	教授	土田 孝	委員長
安佐南区自主防災会連合会	会長	原田 照美	
財団法人広島県消防協会	副会長	藤倉 敏光	
広島県被災者生活サポートネットワーク推進会議事務局	社会福祉法人 広島県社会福祉協議会 福祉部長	若宮 実雄	

(五十音順)